

東洋史研究

第六十二卷 第三號 平成十五年十二月發行

清末の學堂獎勵について

——近代學制導入期における科擧と學堂のあいだ——

早川 敦

はじめに

第一章 科擧の廢止と學堂獎勵の導入

第二章 學堂獎勵の實施狀況

第三章 獎勵政策の動搖

(一) 朝廷内の改革論

(二) 教育界の獎勵批判

おわりに

はじめに

清朝末期、對外的な危機に迫られて行われた戊戌變法や光緒新政といった國政改革において、官吏登用制度である科擧の改廢と、教育をになう近代的な學校（學堂）制度の整備が最優先されたことは周知の通りであり、それぞれの分野に關

してはすでに相當量の研究が蓄積されている。しかしながら、科擧體制から近代學制への移行が近代中國社會にたいしていかなる影響を及ぼしたのか、という問題を意識した研究はまだ緒についたばかりである。

近代に先立つ明清時代において、科擧は單なる官吏の選抜試験であるにとどまらず、八股文や詩賦といった古典の知識を問う試験を通じて思想・文學の在り方が大きく規定され、かたや受験者たちは熾烈な競争を経て進士や舉人といった科擧資格を獲得することで社會的威信や財産を手に入れることができた、當該時期における政治・文化・社會を包攝した巨大なシステムであった。こうした科擧の持つ多様な側面は、近年公刊されたベンジャミン・エルマン (Benjamin Elman) 氏の大著に集約されているといつてよいであろう。⁽¹⁾ であればこそ、光緒三一 (一九〇五) 年における科擧の廢止と近代學制の導入は、清末以降の近代中國社會に少なからぬ影響を與えたことは想像に難くない。エルマン氏自身、科擧制度は「その永續性と變化を通して政治、社會、そして知の要請に應えてきた」⁽²⁾ のであつて、「その廢止は帝政中國最後の支配者や改革派の紳士たちが豫期しなかつた結果をもたらした」と述べており、近年の中國における研究においても、科擧廢止に伴う傳統的秩序の崩壊が近代中國社會の混亂を招いたとする議論が現れている。⁽³⁾ だが、科擧が有していた意義を近代社會において再認識させることに重點を置く上記の諸研究は、光緒新政期における教育制度の轉換は科擧體制と近代學制との單純な交替劇ではないという點にさほど注意を拂っていないように思われる。ヴォルフガンク・フランケ (Wolfgang Franke) 氏がつとに論じたように、新しい學堂が養成した人材に官吏登用の道を開くという形で推進された戊戌變法以來の科擧廢廢の試みはいわば科擧と學堂の統合過程なのであり、それは光緒二九年一月 (一九〇四年一月) の「奏定學堂章程」において、學堂卒業生に進士や舉人といった科擧合格者と同じ資格を授與するとともに官吏への登用を保障する「學堂獎勵」が制度化されたことで實現した。⁽⁴⁾ つまり、科擧の試験が廢止された後も科擧は近代學制のなかにいわば埋め込まれた形で存続していたのである。

では、この學堂獎勵制度は實際に科擧の代替として機能したのであるか。従來、學堂獎勵はその實態がほとんど明ら

かにされてこないまま、特に教育史研究の立場から學校制度の「近代化」を阻害する要因であるとして批判にさらされてきた。例えば阿部洋氏は、學堂獎勵による「學堂の科擧化」は地主層―官紳層が近代學校教育を受け入れる基盤としての役割を果たしたものの、逆にいわゆる「昇官發財」とは無關係な一般の貧しい農民を學校教育から疎外し、國民教育普及を妨げる要因となった、といった評價を下している。⁽⁶⁾ こうした見解は、本稿でも取り上げる朝廷内部や教育界における新政期以降の學堂獎勵批判をそのまま踏襲したものであるが、そもそも官僚や教育界を擔った人々が阿部氏のいう「地主層―官紳層」なのであるから、「學堂の科擧化」を受け入れるべき彼らがなぜそれへの批判を展開しなければならなかったのかという疑問が生じる。近年になって清末の教育政策全般を分析した關曉紅氏や瞿立鶴氏が、學堂獎勵についても上奏文や新聞・雜誌などの史料を用いて制度の概要や改革論議を紹介しているが、兩氏の研究も獎勵に對する批判が起こった背景には立ち入っていない。⁽⁷⁾ 一方でエルマン氏は、學堂獎勵にも關連する科擧廢止後の學堂におけるさまざまな試験制度にも觸れ、學生の學力を測るこれらの試験は、學堂の設立をはじめとする紳士主導のもとで行われた教育活動の進展に伴って教育をめぐる權力構造の重心が王朝國家から地方紳士たちの側に移行したことにより、かつての科擧ほどの効果を擧げえなかつたと評している。⁽⁸⁾ このこと自體は二〇世紀初頭における教育制度の存在形態にとって極めて重要な論點である。しかし、そもそも明清時代の科擧體制のもとでも士子の教育機能そのものは書院・義學・私塾などの民間の施設に委ねられていたのであるから、地方紳士が新しい學堂教育を擔ったことが、科擧あるいはそれを繼承した學堂獎勵の崩壊を直ちに意味するわけではない。開明的な地方紳士による學堂經營と科擧體制からの脱却との關連は、彼らの教育觀の變容にまで立ち入って分析する必要がある。

以上のような問題意識を前提として、本稿においては科擧廢止前後における學堂獎勵の導入と施行、そしてそれが朝廷内部や教育界で批判されるに至る過程を明らかにし、王朝國家と地方社會を結んでいた科擧體制下の教育構造を變容させた要因について考察することとしたい。すなわち第一章においてはフランケ氏が提示した「科擧と學堂の統合」という概

念に依據しつつ、學堂獎勵の制定に大きな役割を果たした張之洞の施策の意圖と、新政の初期における紳士の「學堂の科舉化」に對する認識について述べる。ついで第二章で『學部官報』などの關連史料を用いて獎勵制度が實際にどの程度まで機能していたのかを検證し、第三章では學堂獎勵をめぐる朝廷内部及び紳士たちによる議論を整理したうえで「學堂の科舉化」が最終的に否定された背景を明らかにする。⁽⁹⁾

第一章 科舉の廢止と學堂獎勵の導入

一九世紀後半のいわゆる洋務運動期から、西洋の言語・科舉技術及び軍事學を教授する學堂がいくつか設置されたが、これらの教育機關でまなんだ學生たちの立身は、科舉出身者のような制度的保障に恵まれてはいなかった。學堂の卒業生に科舉合格者に相當する立身の機會を全面的に與えようとする動きは戊戌變法の時に始まる。梁啓超は「變法通議」において、「學校」（科舉體制下のそれではなく、新式の學堂を指す）を興し人材を養成して中國を強國とするためには、科舉を改革するのが第一義であると述べ、科舉改革の方策を以下の三つにまとめている。すなわち「科舉を學校に合わせ」、小學堂卒業生に生員、大學入學者に舉人、大學卒業生に進士の資格を與えて官吏登用の道を開くのが「上策」で、明算・明字（語學）・技藝といった洋務に關わる科目を従来の科舉とは別に設置するのが「中策」、従来の科舉の試験内容そのものを改良するのが「下策」であるとした。⁽¹⁰⁾しかし戊戌變法において試みられた科舉改革の方向性は、八股文を策論に代えた改良型の科舉でもって學堂の學生を選抜するという、梁啓超の分類に従えば「下策」に近いものであった。⁽¹¹⁾

梁啓超のいう「上策」が實行される直接の契機となったのは、義和團事件直後の光緒二十七年（一九〇一）年に湖廣總督の張之洞と兩江總督の劉坤一が新政の具體的内容を提案したいわゆる「江楚會奏」である。この會奏は同年五月から六月にかけて前後三回に分けてなされたが、このうち最初の「變通政治人才爲先遵旨籌議摺」において科舉の段階的廢止と近代的な學校教育體系の全面的導入が提言され、學堂卒業生に對する出身の授與についても極めて具體的な言及がなされた。

すなわち高等小學堂卒業生を附生、中學堂卒業生を廩生、高等學堂卒業生を優貢生とし、優貢生のうちから選抜された者を舉人として京師大學堂に入學させ、卒業後に進士となす、というものである。また、これらの出身はそれぞれの段階の學堂を卒業した後に行われる地方官や學政、あるいは欽派された主考官・大臣による試験の合格者に與えられ、科擧が廢止され學堂の學生數が増加したあかつきには、人數にかかわらず試験の點數を出身授與の基準とすることとされた。⁽¹²⁾ 學校教育の各段階における出身の授與、及び學堂の教員以外の官吏による試験の實施というこの形式は、のちに「奏定學堂章程」の制定によって實施された學堂獎勵の原型をなすものである。

しかし、同年一〇月に中央の政務處と禮部が定めた「學堂選舉鼓勵章程」は、各省に設置される大學堂から學生を選抜して舉人・貢生とし、さらに特派した大臣による試験によって舉人のうちから進士を選抜し官吏に登用するという、張之洞・劉坤一による提案とは大幅に異なる形式を採用した。⁽¹³⁾ もっとも、科擧がいまだに廢止されていない状況下にあつては、長期にわたる學堂での教育を修了したのちに初めて出身を授與するという政務處・禮部の政策は實効性が期待できない。⁽¹⁴⁾ そこで光緒二八（一九〇二）年七月に管學大臣張百熙の手によって制定された「欽定學堂章程」では、小學堂より京師大學堂に至る各段階で試験のうえ出身を授與する形式が再び採用される一方で、學堂學生が科擧に應じる際には一部の試験の受験を免除し、修學への影響を軽減する措置が取られた。⁽¹⁵⁾ ところがこの規定は學堂の學生に科擧受験の優遇策として利用されることもあり、結局張百熙・榮慶に加えて張之洞が制定に參畫し、光緒二九年一月二六日（一九〇四年一月三日）に頒布された「奏定學堂章程」では、同章程の總論部分にあたる「學務綱要」において學堂學生が科擧のあらゆる試験に應じることを禁止するに至つた。⁽¹⁷⁾ そして光緒三一（一九〇五）年八月四日、張之洞・袁世凱ら有力督撫の連名になる科擧廢止の奏請に應ずる形で、翌年の丙午科から鄉會試・歲科試を停止する上諭が下され、⁽¹⁸⁾ 「奏定學堂章程」で新たに定められた學堂獎勵が科擧に完全に取って代わることとなつたのである。

「奏定學堂章程」で規定された學堂獎勵は、高等小學堂から大學堂に至る各段階の學堂を卒業することに試験を實施し

たうえて科擧資格相當の出身を授與するという「江楚會奏」での構想をおおむね踏襲している。まず卒業試験については、各學堂の章程とは別に編纂された「奏定各學堂考試章程」にかなり詳細な規定がある。⁽¹⁹⁾同章程によれば、州・縣の高等小學堂や道・府の中學堂・初級師範學堂・中等實業學堂などでは、所轄の地方官が卒業試験を主宰する。また、各省の高等小學堂及び京師大學堂（預備科と分科大學からなる）では、中央から臨時に派遣された試験官が督撫學政ないし學務大臣と會同して試験を実施する。獎勵はこの卒業試験と在學期間中の成績を總合した成績が基準となるのであるが、高等小學堂・中學堂卒業生の場合には、卒業試験の成績良好な者が上級學堂に送られ、學政によつて行われる正式な進學試験（高等學堂では督撫も會同）に合格して初めて獎勵されることになる。このように卒業試験の形式は、大學堂・高等學堂では科擧の會試・鄉試と全く同じであり、中學堂以下についても童試に準じているといつてよい。ただし科擧の試験と學堂の卒業試験は、前者が合格定員の決まっている選抜試験であるのに對し、後者は點數により卒業者をランクづけするためだけの單なる認定試験にすぎないという點で本質的に異なる。すなわち卒業時に算出する成績は、各科目の合計點を一〇〇點滿點に換算して八〇點以上を最優等、六〇點以上を優等、四〇點以上を中等、二〇點以上を下等、それ以下を最下等とし、獎勵は學生の多寡にかかわらず成績のみを基準とするというのが大きな原則である。

次に、學堂卒業生への獎勵そのものについて説明を加えたい。これについても「奏定各學堂獎勵章程」という獨立した規定があり、これをまとめたのが表1である。すなわち大學堂・高等學堂（及び同等の學堂）・中學堂（及び同等の學堂）・高等小學堂と四段階に分け、それぞれに進士・舉人・貢生・生員の出身を與えるという形式である。「江楚會奏」の構想になかったものとしては實官の獎勵が挙げられよう。これは與えられた出身に應じて、京官であれば翰林院・內閣・各部の屬官、地方官であれば知州・知縣や佐貳官への任官資格（候選官ないし候補官）もあわせて得ることができるといふものである。ただし上級の學堂への進學が前提となる高等小學堂・中學堂の卒業生には實官は授與されない。これらの出身・實官は先に述べた卒業時の成績ランクに應じて等差がつけられ、最優等・優等・中等の上位三ランクの成績を収めた者の

表1 學堂獎勵による出身・實官

(光緒29年の規定)

學堂種類	修業年限	出身 (最優等、優等、中等)	實官 (最優等、優等、中等)
大學堂分科大學 大學堂分科大學選科	3~4	進士 進士	翰林院編修・檢討、庶吉士、各部主事 員外郎、主事、知縣
大學堂分科大學實科 大學堂預科・高等學堂	3 3	舉人 舉人	直隸州州同、散州州同 (京)内閣中書、中書科中書、各部院司務 (外)知州、知縣、通判
高等實業學堂 京師譯學館・方言學堂	3 5	舉人 舉人	知州、知縣、州同 (京)主事、内閣中書、七品小京官 (外)直隸州知州、知縣、通判
優級師範學堂	4	舉人	國子監博士、國子監助教、國子監學正
中學堂	5	拔貢、優貢、歲貢、 (下等)優廩生	なし
中等實業學堂	5	拔貢、優貢、歲貢	州判、府經歷、縣主簿
初級師範學堂	5	拔貢、優貢、歲貢	教授、教諭、訓導
高等小學堂	4	廩生、增生、附生	なし

(光緒32年以降の追加・変更)

法政學堂	3	舉人	高等學堂に同じ
優級師範學堂	4	師範科舉人	内閣中書、中書科中書、各部院司務
優級師範學堂選科	2	師範科舉人(最優等のみ)	各部院司務(最優等のみ)
初級師範學堂完全科	5	師範科貢生	教授、教諭、訓導
初級師範學堂簡易科	2	師範科貢生(最優等のみ)	訓導(最優等のみ)

出典：「奏定各學堂獎勵章程」(光緒29年)、「奏定京師法政學堂章程」(光緒32年)、「奏定師範獎勵義務章程」(光緒33年)

み獎勵を得ることができると。

かくして學堂獎勵の導入により教育と官吏登用の機能を兼ね備えた「奏定學堂章程」の學堂體系は、まさに「科擧と學堂の統合」と稱するにふさわしい。張之洞・張百熙・榮慶らも、「奏定學堂章程」の上呈と同時に科擧の遞減を請うた上奏のなかで、「科擧による人材登用法はこれを學堂獎勵のなかに含めたので、科擧は決して廢止するわけではなく、實に科擧と學堂を合併して一つとするのである⁽²⁰⁾」という言い回しを使っている。だが、學堂獎勵は西學に通じた人材の登用という戊戌變法のころから存在していた構想を焼き直しただけのものではない。「江楚會奏」からしばらくの間、張之洞は學堂の卒業生に出身を與える必要性について、士子たちの立身願望を刺激して多くの人才を確保することに加え、民間の學堂設立を促して朝廷ないし地方の財政

的負擔を軽減するためであると説明していた。⁽²¹⁾しかし、周知の通り三綱五常の保存を全面に掲げ、學堂における四書五經の學習にとりわけ意を用いた「奏定學堂章程」の學堂體系にあつては、學堂獎勵はかつての科擧と同様、學生に對する統制としての機能をも期待されることになる。光緒二九（一九〇三）年三月の段階で張之洞は袁世凱に宛てた電文のなかで、「各學堂學生の日常の成績は平常點によつて評價するが、卒業の時には試験による方法も參用するので、文理をわきまえず、學術〔學問上の觀點・主張〕が正しくない者は、卒業試験の際にことごとくふるい落とす」ので、「科擧は學堂を兼ねることはできないが、學堂のほうは科擧を兼ねることができ」と強調している。⁽²²⁾先に述べたように「奏定各學堂考試章程」では卒業試験だけで可否を判定せず在學中の成績も合算することにはなつてゐるが、「奏定學堂章程」では高等小學堂で三分の一、中學堂でも四分の一の授業時間数を讀經科に割いており、⁽²³⁾加えて「學務綱要」では學生の言語・容止・交際なども教員によつて隨時検査のうえ點數化することが定められていたので、⁽²⁴⁾「學術正しからざる者」はやはり淘汰されてしまふことになる。W・ فرانケ氏は科擧廢止の過程について、張之洞らは「科擧が儒教の教理と傳統的な政治的・社會的秩序に對して持つ重要性を深く理解」しており、その傳統的秩序を守るために「學校とその試験制度に組み込む形で科擧を新しい環境に適應」させたのだ、と評している。⁽²⁵⁾この表現に補足して説明を加えるならば、科擧に相當する緻密な試験制度と、それをくぐり抜けた者にのみ與えられる立身出世のルートを近代學制に取り入れることによつて「奏定學堂章程」の精神になつた學生を育成し、西洋諸科學の實踐と綱常倫理の保持という課題を同時に達成することが可能であると張之洞は考えた、といつてよいであらう。

ここで興味深いのは、張之洞の教育面における幕僚的存在であつた羅振玉が、上述の「科擧と學堂の統合」をめぐつては張と異なる見解を持つていたことである。張之洞が新政期に近代學制を整備するにあつて、羅振玉が張の依頼によつて光緒二七（一九〇二）年一月から三ヶ月にわたつて行つた對日教育視察の成果が大幅に取り入れられたことは、これまでの研究でかなり具體的に明らかになつてゐる。⁽²⁶⁾しかし、羅は自らが發行する雜誌「教育世界」で歸國後間もなく公表

した論説において、「學校〔教育〕というものは科擧とは全然別物であつて、合併することはできない」と述べて、科擧と學堂の統合には反對する意見を表明していた。彼によれば、學堂における試験は日頃から學生と接している學堂の教員に一任し、卒業にあたつても證書を學堂より授與するだけに止めるのがよい。科擧のように試験官を派遣する方式では「一日の短長」に基づいて成績が決められてしまい、またそれによつて出身を授與するのは「教育の原理に合わないばかりか、天下の人才をことごとく學問に専念させる」こともできないからである。羅はさらに「秀才、擧人といった名稱は襲用せず」、日本や歐米の例に倣つて小學から高等に至る各學校の卒業生には學位を與えず、大學を卒業するに至つて初めて學士の號を授けることを提案している⁽²⁸⁾。羅振玉は純粹な教育家としての視點から、科擧を踏襲した試験制度や出身與は學堂教育の形骸化につながると考えたのである。こうした羅の意見が張之洞に直接傳つたのかどうかは不明であるが、結果からすれば學堂獎勵に關してだけは張は羅の見解を容れていない。

これとは對照的に、義和團事件の翌年から地方自治の一環としての教育事業に取り組んでいた江蘇省南通の郷紳張謇の場合は、新政が開始された當初は學堂獎勵の導入にかなり前向きな姿勢を示していた。彼は張之洞と劉坤一による「江楚會奏」が行われる直前の光緒二十七年二月に、官制改革や學校制度の整備など今後實施すべき新政の具體的内容を列擧した「變法平議」を執筆し、そのなかに「學生の出身を明定する」という一項を設けている。彼によれば「天下の俊雄を鼓舞する」ためには學生の立身を保障することから始めなければならず、尋常中學校の卒業生を生員、(高等)專門學校の卒業生を擧人、大學卒業生を進士とするように説いている⁽²⁹⁾。また光緒二十八年に著した「通州師範學校議」においては、師範科擧生ならびに教員に對する優遇策として、中學・高等・大學の師範本科卒業生にそれぞれ貢生・擧人・進士の出身を與え、四年間の試用期間を経たのち國子監丞・博士及び府州縣學の學官を授けることも提案しており、このようにして初めて教育に従事する者も「他の學問に進んだ人と同じように人間としての福利を享受できる」のであると述べている⁽³⁰⁾。もつとも張謇は出身が與えられる前提としての試験制度には觸れておらず、「學堂の科擧化」を全面的に容認していたわけ

はないであろう。しかしながら彼は、導入されたばかりの近代教育を普及させるためには、科擧時代と同様に王朝權力の與える出身や官職によって立身出世を保障する必要があると考えていた。このように光緒新政の初期には、新式學堂の設立に積極的であつた開明的な地方紳士の側もまた、學堂獎勵を必要であるにとらえていたのである。

第二章 學堂獎勵の實施狀況

張之洞の主導のもとに科擧の代替として導入された學堂獎勵は、清朝の滅亡までにいったいどれほどの新しい進士・學人を生み出し、張が期待したような効果をどの程度まであげたのだろうか。本章では史料の都合上光緒三二（一九〇六）年から宣統三（一九一〇）年までの五年間についてこれを検討するが、この時期には中央の教育行政機關である學部の成立をはじめとする官制改革にともない、學堂獎勵の方式も「奏定學堂章程」制定當時とは異なつたものに變化しているで、それについて先に述べておく。

まず光緒三二年一二月の「修改各學堂考試章程」により卒業試験の實施規定が大幅に改訂された。同章程では各省學政の廢止と提學使司・學務公所の設置など地方レベルの教育行政機構の變化に對應して、高等小學堂から高等學堂までは所轄の州縣ないし省の學務官（提學使司の屬官、學務公所の議長・議紳、視學など）と教育會正副會長から選ばれた人員が地方官の主宰する試験に立ち會う形式に統一され、大學堂についてのみ試験官を派遣することとなつた。また、獎勵は従來上級學堂での進學試験の成績に應じて行うとされてきた高等小學堂・中學堂の卒業生についても他の學堂と同じように卒業時の成績を基準とするように改められた一方で、成績のランクづけのほうは八〇點以上が最優等、七〇點以上が優等、六〇點以上が中等、五〇點以上が下等となつて基準が厳しくなつた。⁽³¹⁾この改訂は、學務官や教育會の會員といつた近代教育の専門家を卒業試験に参加させ、合格基準も引き上げることで卒業の認定と獎勵を確實かつ嚴格にすることが第一の目的である。ただ同時に欽差官としての性格を持っていた學政が廢止され、高等學堂での試験官派遣もなくなつてしまつたこ

とにより、高等學堂までの試験の實施と卒業の認定が全て地方官廳と教育會に委ねられた形となり、一連の卒業試験制度は科擧とは異なつた分權的なものに變化した感がある。⁽³²⁾

一方で、出身・實官の授與については學部が實質上その決定權を全ての學堂について掌握していた。各省の中學堂・高等學堂については、卒業試験終了後に提學使の要請を受けた督撫が朝廷に獎勵を奏請し、これを學部にも通知するという規定が「修改各學堂考試章程」にある。⁽³³⁾ 學堂獎勵に關わる「政治官報」や「學部官報」の奏摺・咨文を見ると、中學堂以上の場合には督撫から中央に卒業試験合格者の獎勵を奏請し、學部の認定を経たうえで皇帝の裁可を得るといふ順序を踏んでいることがわかる。高等小學堂については特に明文化された規定は見あたらないが、實際には上記と同じ手順を踏むかもしくは提學使から直接申請を受ける形で學部が獎勵を認定していた。⁽³⁴⁾ 最終的に獎勵が認められると、學部ないし提學使から授與した出身を證明する執照が學生に發行される。⁽³⁵⁾

學堂獎勵の場合には、一回ごとの試験だけで合否が決まる科擧の試験と違い、卒業試験の成績だけでなく「奏定學堂章程」で定められた通りの教育課程を在學中に履修していることも出身・實官授與の資格要件になる。このため學部や提學使司では獎勵の認定にあたり、個々の學生について卒業時の成績だけではなく各教科の履修狀況や修業年限の過不足についても學堂から上呈された成績簿などをもとに逐一審査し、場合によっては學堂からの獎勵申請を一部もしくは全部にわたって却下しなければならぬ。例えば湖北省では宣統二(一九一〇)年に省下各縣の高等小學堂卒業生一、九八三名について獎勵の奏請があつたのに對し、學部の審査により出身が授與されたのは全體の三分の一にも満たない一、二六一名であり、また浙江省からは宣統元・二年度の中學堂卒業生二一四名について獎勵の奏請があつたが、學部に認定されたのは一六九名にとどまっている。⁽³⁷⁾ いずれの案件も一部の學生で獎勵が却下されたのは、中途入學などにより規定の修業年限を満了していなかったり、在學中の成績簿に不備があつたことが學部の審査によつて明らかになつたためである。特に學部は出身・實官の濫發を防止する觀點から、卒業試験で學力水準が認められても章程で定められた修業年限を満了していな

表2 奨励人数（年次別）

年次	進士	舉人	貢生	生員	その他
光緒32(1906)年	0(9)	64(23)	35	11	11
光緒33(1907)年	0(7)	86(31)	157	62	118
光緒34(1908)年	0(15)	47(92)	560	792	118
宣統元(1909)年	0(13)	494(242)	560	1780	275
宣統2(1910)年	12(62)	761(398)	1519	1658	1575
宣統3(1911)年	40(59)	121(434)	1594	131	583
合計	52(165)	1573(1220)	4425	4434	2680

注記：①「その他」は科擧有資格者で實官奨励のみを受けた者や、優級師範學堂選科・初級師範學堂簡易科の優等・中等卒業生で出身を與えられなかった者などを含む。

②進士・舉人の項で（ ）内の數字は遊學畢業考試の合格者で外敷。

③宣統3年の生員の數字については、中學堂を下の成績で卒業し優廩生の出身を與えられた者だけを表記。高等小學堂の卒業生については不明。

出典：『學部官報』第1～148期、『政治官報』第1209～1277號、『内閣官報』第1～173號より算出・作成。

遊學畢業考試の合格者數については、註（9）所載の宮川論文を参照。

い學生に對しては奨励を許可しない立場を貫いていた。このようにして學部は奨励を利用することにより學堂教育の畫一化と學生の統制を圖つたわけである。

上述のような試験と認定を経て光緒三十二年六月から宣統三年一二月までに奨励を受けた卒業者の數を、『學部官報』などに掲載された奏摺や咨文から算出して年次ごとにまとめたものが表2である。まず出身ごとに見てみると、進士は宣統二年・三年で合計五二名と極めて少數である。この數字は天津の北洋大學堂及び山西大學堂の卒業生のもので、京師大學堂分科大學（専門課程に相當）は清朝の間には卒業生を出していない。留學歸國者を對象とした遊學畢業考試の合格者數と比較すれば、清朝末期の高等教育において留學がいかに重要な地位を占めていたかがよく理解できる。だが舉人については合計で遊學畢業考試の合格者數を上回っており、貢生・生員も年が下がるごとに増加の傾向にあったことが見て取れよう。次にこの表2の數字をかつての科擧の合格者數と比較してみたい。張仲禮氏の研究によると、太平天國以降の状況に照らせば、三年に一度の試験で輩出される進士の數はおおよそ三〇〇名前後であり、舉人は約一、五〇〇名となる。また貢生については、拔貢が一二年ご

表3 獎勵人數（學堂所在地別）

	進士	舉人	貢生	生員	その他
京師		719	462	184	164
直隸	31	280	345	77	369
奉天		9	81		138
吉林			8		20
黑龍江					
山東		28	300	894	32
山西	21	236	257	280	172
陝西			172	196	53
河南			312	334	164
江蘇		196	168	5	242
安徽			256		71
浙江			296	34	74
江西			52	285	5
福建			188	3	118
湖北		9	517	1972	
湖南		27	439	38	208
四川		18	138	71	98
廣東		19	322	26	150
廣西		17	79	35	175
雲南		15			192
貴州			15		121
甘肅			18		114
新疆					

注記：空欄はゼロを示す。

出典：表2と同じ。

とに一、八一〇名、優貢が三年ごとに六〇〇七〇名、歲貢が毎年九六八名、副貢が三年ごとに三〇〇名。生員の採用数は三年に二回の院試で毎回約三萬名となる。⁽³⁸⁾つまり、清末の科擧體制のもとでは、一年平均に換算すると進士が一〇〇名前、後、擧人が約五〇〇名、貢生が一、五〇〇名弱、生員が約二萬名それぞれ輩出される計算となる。これを學堂獎勵と游學畢業考試によつて出身を授與された卒業生・留學歸國者數と比べると、宣統二、三年ごろには進士・擧人・貢生の輩出數は科擧時代とほぼ同水準かそれを上回っていたことがわかる。

しかしながら、こうした數字は學堂獎勵がかつての科擧と同様に整然と實施されたことを意味するわけではない。獎勵を受けた卒業生を今度は學堂のある省別にまとめた表3によれば、地域の人口や文化水準に應じて試験の段階ごとに合格

者数が決まっていた科擧と異なつて、學堂獎勵では省によつてその數に相當なアンバランスがあることがわかる。これは當然學堂教育の普及の相違にもよる。しかし、數字に最もばらつきのある大きい生員の項目を見ると、直隸・江蘇・湖北の三省はいずれも清末において初等教育が比較的發達していた地域であるが、湖北省は⁽³⁹⁾一、九七二人もの生員を輩出しているのに對して直隸省は七七人、江蘇省に至つてはわずかに五人（高等小學堂はゼロ）にすぎない。獎勵にこれほどまでの地域差をもたらした原因は、學堂の普及状況以外にも考へる必要があるう。

まず一つには、學生が實際に卒業した時點から出身・實官を與えられるまでにかかりの時間がかかることが擧げられる。先に述べたように獎勵の認定は個々の學生について卒業時の成績に加えて在學時の履修状況を審査したうえで行われるのだが、こうした煩瑣な事務手續きは學部ないし提學使司に極めて大きな負擔を強いるものであり、卒業してから獎勵を得るまで一年以上かかることも珍しくなかつた。特に地方にある學堂の獎勵案件の處理はとかく滞りがちで、例えば江蘇省の蘇州府と常州府では光緒三〇年から三四年までの間に六ヶ所の高等小學堂が合計九回の卒業生を出しているにもかかわらず、江蘇提學使は宣統二年に至つてもまだこれらについて獎勵の申請をしていないという有様であつた。⁽⁴⁰⁾

だが、獎勵の審査・認定に時間を要すること以上に、近代學制が導入されたばかりの時期にあつて、地方の學堂では中央が定めた通りの教育課程を實施すること自體がそもそも困難であることを考慮しなければならぬ。この點につき學部は地方における學堂教育の實情に應じて、場合によつては章程の規定にない經過措置を取ることもあつた。例えば小學堂・中學堂の課程を經ていない舉貢生監の補習課程である高等學堂の預科は、本來年限が一年で卒業しても獎勵の対象とはならないが、各省の高等學堂預科では補習が複數年にわたることが多かつたため、學部は「奏定學堂章程」が頒布された光緒二十九年以前に高等學堂預科に入學した學生には修業年限四年でもつて中學堂と同等の獎勵を授與する方針を取つて⁽⁴¹⁾いる。また師範教育についても、清末には各地の學堂によつて修業年限がまちまちな状態が續いていた。正規の修業年限は初級師範學堂が五年、優級師範學堂が四年であるが、小・中學堂の普及に大量の教員が必要とされたため、それぞれ簡

易科・選科と呼ばれる二年程度の速成課程の設置が「奏定學堂章程」で認められていた。しかし正規課程を名乗っているも「小學教育に人材が必要なので、修業年限を短縮し（一年あたりの）⁽⁴²⁾授業時間数を増やした」というような師範學堂もあつたため、師範學堂については課程の名稱ではなく修業年限によって獎勵を使い分けることとなつた。表2が對象とした範圍では、獎勵の對象となつた正規課程を持つ師範學堂はのべ二五ヶ所となるが、そのうち一〇ヶ所は修業年限の不足により速成課程に準じて獎勵が實施されている。

もつともこうした経過措置はあくまで限定的なもので、學部としては章程で定められた教育課程の實施を條件とする學堂獎勵の基本的立場そのものを變えることはできない。にもかかわらず、地方の學堂ではそれを承知のうえで獨自に課程の變更を行うものすらあつた。例えば江蘇省の松江府中學堂では、光緒三十一年一月に入學した一期生の修業年限を規定より一年切りつめて四年とし、光緒三十四年二月の時点で試験のうえ卒業させることにつき知府に許可を求めている。同中學堂は「章程では中學堂は五年で卒業と定められているので、これらの學生はさらに一年間學堂にとどまり、「規定通りの」卒業期限に至つた際に成績順位を確定したうえで獎勵を申請すべきである」と認識しながらも、年限短縮の理由として、開學當初に準備した教材は既に本年度中に全て學習が終了してしまうので、在學期間をさらに延長することは學生たちの理解を得られないこと、また學堂の經費が不足して定員の擴充が不可能なため、一期生を在學させたままでは府下各縣の高等小學堂から新入生を受け入れられないことなどを挙げている。特に後者の理由については、「中學堂一期生と高等小學堂卒業生の」兩方面からの不満は學堂運營者の一身に集中する」というように、修了年限を短縮することで獎勵を受けられないことよりも、上級學堂への進學を遲滞させることのほうが重大な問題としてとらえられている。學堂體系が十分に確立していない清末においては、學生たちが自らの學力をかえりみず上級の學堂に「躡等（飛び越える）」することが問題となつていたが、特に小學堂や中學堂ではより高い獎勵を求めてこうした傾向に走りがちであつた。⁽⁴⁴⁾ゆえに、高等小學堂や中學堂のような上級學堂への進學を前提とする學堂にしてみれば、實官の伴わない獎勵のために修業年限を

遵守するよりは、限られた教育環境のなかで學生の回轉をできるだけ速くするほうが運営方法として現実的であったのであろう。

結局のところ地方の學堂に對する獎勵審査の迅速な處理や教育課程の維持は督撫以下の地方官や提學使の力量によらざるをえないのであつて、それぞれの省における教育行政の有效性の度合いが出身を與えられた學生數の格差にそのまま反映されたといつても差し支えない。このように卒業しても獎勵を受けることができない學生が多數生み出される狀況は、學部や提學使に本來一體化した制度であるはずの卒業と獎勵を分離して運用することを餘儀なくさせていた。すなわち、松江府中學堂のごとく修業年限を一方的に短縮してしまつたり、先に述べた湖北省の高等小學堂や浙江省の中學堂のように審査の結果資格不十分な學生が出た場合でも卒業そのものを取り消さず、卒業試験の成績さえ基準を満たしていれば「進學だけを許可し、獎勵は與えず」という措置が取られていたのである。これは中・高等教育の發展のためには小・中學堂からの進學者をなるべく多く確保しなければならぬ事情を考慮した苦肉の策であるが、獎勵によつて與えられる出身の序列とは別に、修業年限を切りつめて學堂を「躡等」していく立身出世ルートの形成を許したことにより、學堂獎勵は張之洞が期待した思想的・文化的統制力を半減させてしまつたといつてよいであらう。

第三章 獎勵政策の動搖

光緒新政が開始された當初、「學堂の科擧化」を受容する姿勢が張謇のような地方紳士にも見られたことは第一章で述べた通りである。しかし、まさに科擧が廢止されたあたりから學堂獎勵の妥當性をめぐる議論が朝廷の内外に現れるようになる。以下、朝廷内における議論から教育界の獎勵批判へと發展していく過程を見ていくこととしたい。

朝廷内における學堂獎勵批判の嚆矢となったのは、科擧廢止の上諭が下つてわずか六日後の光緒三一（一九〇五）年八月一〇日に行われた、江南道監察御史陳曾佑による上奏である。陳はまず、例えば大學堂分科大學については農學・工學・商學・醫學といった實學を専攻した卒業生にまで一律に詔勅や記録をつかさどる翰林院の編修・檢討や「親民理訟」をつかさどる知縣の官を與えると規定されているように、「奏定學堂章程」の定める學堂獎勵が科擧の「學ぶ所は用いる所に非ず」という弊害を引き繼いでいることを逐一指摘する。ついで、學堂の卒業生にことごとく出身や實官を與える「學堂教育と官吏任用を混合して一體化する」獎勵政策を行えば、一〇年後には進士・舉人が天下に満ちて誰も出身を尊重しなくなり、また官吏の任用にも支障を來すであろうという。そこで、出身の授與は取りやめて卒業證書だけを與える方針に切り換え、官吏任用についても日本の高等文官試験に相當する選抜制度を實施すべきであると説く。陳の議論はさらに教育方針全體にまで及び、興學の主旨は富國強兵に寄與する「國民」の創出を圖ることにあり、「人々がみな官吏となることを思えば、本分を忘れて僥倖のみを追い求める風氣が起ころ」という事態は、「國家にとつて最も不利な事」であると斷じた。⁽⁴⁵⁾

陳曾佑の獎勵批判は基本的には第一章で紹介した羅振玉の議論と同じ趣旨であるが、朝廷内部の官僚によるものであることに加え、科擧が廢止されたばかりの時期であったことから、この上奏文は直ちに報界の反響を呼び、「申報」・「大公報」及び「東方雜誌」といった主要報刊に掲載されるとともに、⁽⁴⁶⁾朝廷内での對處も繰り返し報道された。ただ、上諭により議奏を命じられた學務處と政務處では贊否兩論あり、最後は陳の提言を默殺する結果に終わったようである。⁽⁴⁷⁾

獎勵章程改定の試みはこの年の末に設置された學部に引き繼がれ、光緒三二（一九〇六）年の四月頃までに林灝深や張元濟といった中堅官僚たちによつて學堂卒業生の待遇を定めた新しい章程の草案が作られており、上奏の準備もなされた。⁽⁴⁸⁾

林が起草した上奏文の内容は不明であるが、張元濟が學部に提出した「各學堂畢業生待遇章程」の原案は彼の文集に残されている。その概要は出身・實官の授與を全て撤廢のうえ、京師大學堂の卒業生には學士號、通儒院で優れた研究業績を挙げた者には博士號を授與し、高等學堂以下は全て卒業生と稱するのみとするというものである。⁽⁴⁹⁾ところが學部で起草された奏稿が京師大學堂・京師譯學館と八旗學務處の三監督による検討に付されたところ、この三者から獎勵廢止に反對する意見が返されてきたため、學部による上奏の計畫は頓挫してしまつた。⁽⁵⁰⁾

その後も翌年にかけて學部ではしばしば獎勵の改定が議論されたようであり、⁽⁵¹⁾また工部主事劉曄のように學部に對して改定を勧告する官僚もいた。⁽⁵²⁾しかし、光緒三三(一九〇七)年に軍機大臣となつた張之洞が同年八月一四日に管理學部事務を命じられたとたん、獎勵改定の議論は朝廷から姿を消してしまふ。これが學堂獎勵の發案者である張之洞の權威によるものとする關曉紅氏の理解は恐らく的を得ている。張之洞が軍機處に入つた時期は學堂における「風潮」(紛争)がますます盛んになり、朝廷内でも學堂教育への批判が高まつていたところで、張としては學生への統制を強化するうえで學堂獎勵は固守すべき方策であつたのであろう。⁽⁵³⁾宣統元(一九〇九)年八月に張之洞が死去すると朝廷でも再び學堂獎勵の改定が發議されるようになるが、⁽⁵⁴⁾このころにはすでに改革の主導權は朝廷ではなく、地方紳士を中心に構成される教育界の側に移つていた。

(二) 教育界の獎勵批判

教育界による學堂獎勵變更への最初の動きは、やはり科擧が廢止されてすぐ後の光緒三二年九月に始まつている。このころ江蘇省の官立學堂で本省出身の學生と客籍の學生に割り當てられる學額(定員數)をめぐる對立が問題化し、同年一月には南京の各學堂學生がストライキを強行する事態に至つていた。こうした「學界問題」を緩和するため、張謇ら江蘇の教育界における指導的紳士たちは學部に對し、各省學堂の學額を定めて紛争を收拾するとともに、學額をめぐる争い

を加熱させる要因となる進士・舉人などの「科第名目」を取り消すことを求める公呈を送った。⁽⁵⁵⁾ もっとも、これは「學界問題」解決のための方便といった感が否めず、そのご光緒末年に至るまで、教育界において「學堂の科擧化」が問題になった形跡は見あたらない。前節で述べた陳會佑の上奏以降、「申報」や『東方雜誌』では陳の議論に賛同して官吏登用と學堂教育を分離するように主張する論説を掲載したが、⁽⁵⁶⁾ 教育の現場にいる紳士たちは必ずしも獎勵撤廢を即座に支持したわけではなかった。例えば莊愈は初等教育の普及のためには獎勵を利用せざるをえないと説いていたし、⁽⁵⁷⁾ また無錫出身の紳士である江蘇省視學侯鴻鑑も、學部に對しては「虛名」にすぎない舉人や貢生といった出身を與える必要はないと上陳する一方で、⁽⁵⁸⁾ 江蘇提學使には處理の滞っている高等小學堂の獎勵案件を速やかに解決して人心を鼓舞すべきであると意見している。⁽⁵⁹⁾

しかし宣統元(一九〇九)年になると、ようやく教育界でも學堂獎勵の可否が本格的に議論されるようになった。江蘇教育總會では同年八月に常年大會を開いた後に、全國規模の教育行政に對する提言も視野に入れた教育法令研究會が組織され、初等小學の教育課程などとともに學堂獎勵も檢討課題に取り込んだのである。⁽⁶⁰⁾ 同研究會は總會の會員に對し、①高等小學及び中學卒業生への出身授與が教育に與える影響、②同じく出身授與が實業に與える影響、③實官獎勵が政治に與える影響、の三點につき意見を求め、これに研究會自身の見解を加えて總會に報告を提出した。⁽⁶¹⁾ この報告を見る限りでは、利祿を求める科擧體制下の社會心理がいまだに解消されていない状況下では學堂獎勵の撤廢には慎重であるべきとする意見もある一方で、「學堂の科擧化」を教育問題として明確に指摘し、獎勵の即時廢止に賛成する意見のほうが數が多く、内容も具體的である。すなわち①については、利祿でもって學生を釣るような政策は教育の本旨に背くばかりでなく「國民」思想の育成にも障害があるといった見方が大勢を占め、②についても出身を授與すればそれだけで學生は満足してしまい、實業の發展に期待が持てないという指摘が共通して見られる。③に關しては修得した學問と與える官職が一致していない點や、全ての學生に官職を與えるのは官僚制度の弊害を助長するといった點が擧げられている。一方で研究會の見

解は會員から寄せられた意見よりさらに踏み込んだもので、學堂獎勵は出身という「階級」でもって序列化する點で「君主と民衆が向き合い、政府と社會が向き合う」立憲政體に反しており、かつ「虛名」で學生を利益誘導することは「尙實」を掲げる「教育宗旨」⁽⁶²⁾にもそぐわないと批判し、「早急に〔學堂獎勵の〕停止を請う上奏を行い、興學の本旨は人々を自立させることで立國を圖ることにあるむねを明らかにするべきである」と結論づけている。教育法令研究會の見解は、單なる教育面での問題提起に止まっていた従来の議論と比べ、學堂獎勵の撤廢を立憲制の確立という清朝末期の政治的課題のなかに位置づけた點において極めて斬新かつ急進的であった。これ以後獎勵の改廢問題は江蘇一省にとどまらず、資政院や中央教育會といった朝廷と地方紳士たちによる全國規模での政策論議の場にも持ち込まれるようになる。

まず宣統二（一九一〇）年九月に開院した資政院においては、各省の諮議局から學堂獎勵を停止し「學位を明定」することを陳請する議案が提出され、資政院の欽選議員一〇人、民選議員八人からなる教育問題に關する特任股員會（委員會）での審査に付された。諮議局側は獎勵の弊害として、國民の品格が墮落すること、現在授與が規定されている實官は學堂でまなぶ學問と對應していないこと、學堂の卒業生が科擧の合格者數を超えてしまうことの三點を挙げ、出身の名稱を全廢するとともに「學位章程」を制定して學問の優秀な中學以上の卒業生に學士・博士の稱號を授與することを提案した。しかし特任股員會は、實官獎勵については文官任用試験が間もなく實行されることを理由にその廢止を認めるが、學士・博士といった稱號は現行の官職名と重複すること、また「各省の風氣が未だに開かれておらず、〔學堂教育に對する〕郷村の人士たちの疑念と阻害を生じやすい」ために中學堂以下の出身も改め難いことから、出身の授與についてはほぼ現行通りとする案を取りまとめた。この股員會案は、資政院議事細則の條文に基づき内閣と政務處を經由して學部の處理に委ねられるはずであったが、全體會議で出身授與を残している點が保守的であるという反對論が雷奮や李文熙ら民選議員たちから起こり、票決の結果廢案とされてしまった。⁽⁶³⁾ 一方で江蘇省選出の民選議員孟昭常は、學堂獎勵・卒業試験・存古學堂の廢止と小中學堂章程の改訂を問う説帖（意見書）を學部に提出したが、これに對し學部は、「學堂獎勵の存在は識者が

みなこれを非難している」と獎勵への批判が高まっていることを認め、「近頃本部では時勢の變化を詳察し、まさに〔獎勵の〕方法の改定について議論している」としながら、興學以來いまだに各地で毀學（學校打ち壊し）暴動が絶えないことを理由に、「人々が〔學堂教育に對して〕疑いを抱きこれを阻害しているという現状では、利益によって彼らを誘導する以外に取るべき方法があるのか」と、獎勵政策を正當化する回答を行つている。⁽⁶⁴⁾

だが學部の姿勢如何にかかわらず、獎勵廢止を求める教育界の聲は日増しに強まる一方であつた。宣統三（一九一一年）四月に一二省の代表が上海に集まつて開催した全國教育總會聯合會においても學堂獎勵の廢止が議題に取り上げられ、最終的に「請停止畢業獎勵案」が「請定軍國民主義教育案」や「統一國語方案」などとともに中央が實行すべき教育政策として議決案に組み入れられ、學部に上呈された。この案は實官の授與が官僚制度の混亂を招くこと、出身の授與も「教育宗旨」の精神に反していることを理由に、兩者を切り離さず一括して廢止すべきであると主張するものであつた。⁽⁶⁵⁾

そして同年六月、北京で開催された中央教育會⁽⁶⁶⁾において、學部と紳士たちは學堂獎勵の即時廢止をめぐつて直接議論をたたかわせることとなつた。開會に先立ち、會員に指名されながら病氣のため出席できなかった江蘇教育總會會長の唐文治から同會に宛てた説帖が提出されたが、これは出身授與と實官獎勵の廢止、卒業試験の簡素化及び軍國民教育の提倡の三點を骨子とするものであつた。⁽⁶⁷⁾唐の提案を含め、學堂獎勵に關する議案は六月二七日の第五次預備會にかけられた後、閏六月二日の第六次大會において正式な討論が行われた。新聞の記事によればこの討論における發言者は一〇人前後であつたようで、主な發言を要約すれば次の通りになる。（官職名を示した者は官側の、省名を記した者は地方選定の會員）

陳敬第（浙江）…文官考試の導入が近いので實官獎勵は當然廢止。出身については學堂普及の觀點から撤廢を躊躇する意見もあるが、このような虚榮を重んじるのはごく少數の「世家大族」にすぎない。學堂の普及が芳しくない現在の狀況に照らせば、出身授與が教育普及に効果があるとは考えられない。實官・出身ともに一律に授與を停止すべき。胡璧城（安徽）…社會において出身が虚榮であると認知されているとはいえず、出身授與の廢止は時期尚早。文官考

試章程において受験資格を明確に規定した後に廢止しても遅くはない。

汪榮寶（民政部參議）…利祿で學生を誘惑することは道德上問題が大きい。また獎勵により學生たちはみな官僚となることに期待を持ち、實業界で役立つ人材が育たない。出身授與も即時停止すべきである。

陳清震（學部實業司員外郎）…學生の官僚志向は教育者による感化の問題。現在出身を持っていないながら官僚以外の職業に就いている者も多數にのぼる。

このほか沈恩孚（江蘇）、孫雄（京師大學堂文科監督）及び楊度（內閣統計局長）などが出身・實官獎勵の一律廢止に賛成し、喻長霖（京師女子學堂監督）らが出身授與だけは暫時存続するよう主張した。結局、學堂獎勵廢止案は二つに分割して採決が取られ、實官獎勵廢止案は大多數の賛成により成立、出身授與の廢止案も出席者一四〇名のうち八〇名の賛成を得て通過したのである。⁽⁶⁸⁾ また試験制度についても、閏六月一日に開かれた第一二次大會において、學部・提學使による覆試と學堂での卒業試験をそれぞれ廢止する議案が賛成多數で成立を見た。⁽⁶⁹⁾

中央教育會という場で學堂獎勵が否定された以上は、學部としても獎勵の抜本的改革に着手しないわけにはいかなかった。だが七月一日に學部が上奏した改訂の方針は、實官獎勵は文官考試任用章程を施行した日を以て一律に停止するとしながら、出身の授與は従來通り科擧時代の名稱を踏襲した形で存続させるというものであった。大學卒業生に學士號、高等專門學校に得業士號を授與するほか中學校以下には特定の學位を與えない日本の制度を模倣することは、地方における普通教育の普及状況からいって不可能であり、「もしこれまで社會習慣として尊重してきた榮名を全て改めて撤廢してしまえば、恐らく人々を鼓舞して學校〔教育〕を普及させることは不可能となるであろう」というのがその理由である。⁽⁷⁰⁾ もっとも、學部が獎勵制度を改めたころには、すでに清朝そのものが崩壊を迎えつつあった。そして辛亥革命により成立した中華民國の教育部は、一九二二年一月一九日に清朝から獨立した各省に對して打電した「普通教育暫行辦法」において、學堂獎勵の全面撤廢を宣言したのである。⁽⁷¹⁾

かくして學堂獎勵は教育界からの壓力によりその内容の變更を餘儀なくされたのであるが、陳曾佑に代表されるかつての朝廷内での獎勵批判と教育界のそれとは、官僚機構や國民教育への惡影響を根據としている點において共通しているにもかかわらず、後者の動きが辛亥革命を目前に控えた宣統年間になってからであるのはなぜであろうか。この點については、江蘇教育總會での意見聴取に始まって學堂獎勵が全國レベルでの教育團體や議政機關において批判にさらされていく過程が、二度にわたる國會開設請願運動（光緒三十四年・宣統元年）と、各省諮議局・資政院の開會（それぞれ宣統元年と二年）といった立憲運動の高まりと軌を一にしていることに注目すべきである。⁽⁷²⁾

江蘇教育總會教育法令研究會の調査結果が公表される直前、「教育雜誌」に顧實の「學堂獎勵を論ず」という長文の論説が寄稿されている。顧實はまず、王朝權力に服従する者にもみ利祿の道を開くという數千年來にわたって行われてきた教育の在り方は「專制治制」の常套手段であり、國民の獨立した人格と價値判斷を喪失させる結果をもたらしたと非難する。彼によれば舊來の科擧は「專制」の基礎であり、學堂獎勵は「科擧の精神」そのものにはかならない。一方で學堂は來るべき「立憲政體」の基礎であり、「學堂の精神」は「道德」すなわち「責任心」を持つ自立した國民の育成にあるのであって、「專制」の象徴である學堂獎勵は來るべき「立憲政體」とは相容れないと斷ずる。また彼によれば、科擧の時代には官と民は不平等の地位にあって、四民のうちただ士のみが科擧を通じて官となることができたが、學堂の時代ではもはや官は農・工・商などと互いに平等の地位にある一種の職業にすぎない。科擧が専ら「官材」を養成していたのに対し、學堂は多様な「民材」を養成するためにある。ゆえに、學堂の卒業生に「舉人」や「廩生」といった、王朝權力から人格を認定されたことを示す科擧時代の稱號を與えるのは矛盾した行爲であって、學堂獎勵によって授與される出身はもはや「空名目」にすぎないとも主張する。⁽⁷³⁾ 顧實のこの議論は、學堂獎勵の問題を「專制」と「立憲」、「官」と「民」という立憲運動に積極的であった知識人たちの間で廣く認識されていた政治體制の對立構圖のなかでとらえたものであって、⁽⁷⁴⁾ 國民教育は王朝國家の維持に貢獻するものであるということとを暗黙の前提としていた陳曾佑（ないし羅振玉）の獎勵改革

論とは明らかに立場を異にしている。資政院や中央教育會などで獎勵を批判した人物たちが、實官獎勵のみならず出身授與に對してもこれを「虚名」であると非難して撤廢を強く主張したことは、彼らが願實と同じような教育觀に立脚し、王朝國家からの人格認定を「專制治制」による教育統制として拒絶する姿勢を示しているといえよう。⁽⁷⁵⁾

清末の立憲改革は、「君民の一體化」「上下の一體化」を進めることで體制の維持を圖る朝廷の思惑を越えて、開明的な紳士や知識人たちにとっては專制體制を打破し「民權」の伸張を目指す運動に轉化しうるものであった。これを教育の面から實現するには、出身・實官といった「虚榮」から學堂の學生たちを開放して學堂教育を「民材」育成の場とする必要があった。⁽⁷⁶⁾このことは、蘇州府公立中學堂監督の袁希洛が學生たちに向かって昨今の朝廷の不甲斐なさを非難したうえで、「恃むべきは諸君らのような少年だけである。諸君らは官途に入るべきでないこと、虚榮は慕うべきでないことを決して忘れてはならない」という訓話を行い、卒業後の獎勵申請を希望する學生に對してもこれを戒めたという事實にもよく現れている。⁽⁷⁷⁾つまり、立憲改革の進展とともに、學堂獎勵撤廢をめぐる議論は學生を王朝權力から引き離して立憲派の紳士ないし知識人たちの側へ取り込むためのいわば政治的闘争へと變化していったのであり、そのなかで國家が示す道德規範を遵守することと引き替えに立身出世を約束する學堂獎勵が「專制」の遺物として否定されたのは必然的な歸結であったのである。

おわりに

本稿での検討をもとに、「奏定學堂章程」の制定から辛亥革命に至るまでに學堂獎勵がたどった過程をまとめると次のようになる。卒業時の成績が基準を満たした學生に出身・實官を與える學堂獎勵は、科擧の思想・文化に對する統制機能を近代教育にも繼承させる目的で導入されたものであった。科擧時代と同じ試験制度と出身によって學堂を序列化する「學堂の科擧化」は、近代教育の普及を目指す開明的な紳士たちにとっても当初は必要視されており、これにより學堂獎

勵は有効に機能するかに見えた。しかし獎勵によつて達成されるべき學堂教育の畫一化は實際には督撫以下の地方官や提學使司の力量に頼らざるをえず、逆に下級の學堂では獎勵を目當てに修業年限を切りつめて上級の學堂へと飛び越えてしまふ現象すらおき、學堂獎勵の統制力は科擧時代のそれより弱體化したものになつてしまつていた。一方で朝廷の内外では早い時期から國民教育普及の觀點に立つ學堂獎勵批判が起き、こと宣統年間には、專制體制の打破と立憲制の實現を目指す紳士たちが「學堂の科擧化」を痛烈に非難して學部に獎勵制度の轉換を迫つた。科擧に代わるべく導入された學堂獎勵は、期待された役割を十分に果たせないまま、結局は立憲派の紳士たちからその存在を否定されてしまつたのである。

以上の考察から、學堂獎勵といういわば擬似的な科擧體制の崩壞を方向づけたものは、督撫・提學使によつて擔われた光緒新政期における地方教育行政の在り方と、立憲運動の進展とともに胚胎した「官材」に對置される「民材」の養成を強く意識する教育觀とに集約されるであろう。従來の教育史研究では國民教育普及の觀點から、地方紳士の主導に委ねられていた鄉村の初等教育に關心が注がれたために、王朝國家と紳士の對立というように圖式が單純化される傾向があつたが、「立身出世の階梯」となるべき中等・高等教育については地方財政を掌握する省權力の存在も無視することはできない⁽⁷⁸⁾。地方レベルにおける省權力と「民材」の養成を目指す紳士たちとの關係が、清末のみならず北京政府教育部の指導力に限界のあつた民國初期にかけて、教育體系の構築過程にいかなる影響を與えていたかということはさらなる検討が必要であろう。また、本稿では張之洞のような官僚や教育界の紳士といった教育の擔手の側に焦點を當てたため、その受け手である學生たちの動向についてはほとんど考察できなかつた。清末から民國期にかけての教育構造の全容を明らかにするうえで、それぞれ今後の検討課題としたい。

註

(1) Benjamin A. Elman, *A Cultural History of Civil Examinations Late Imperial China*, University of California

- Press, 2000. 本書については平田昌司・唐澤靖彦・高嶋航の三氏による紹介(『明清科舉制度の文化史的研究』討論會開催報告)『古典學の再構築』八、二〇〇〇年)と平田氏による書評(『東洋史研究』六一―二、二〇〇二年)がある。
- (2) *ibid.*, p. 618.
- (3) 羅志田「科舉制的廢除與四民社會的解體——一個內地鄉紳眼中的近代社會變遷」(『權勢轉移——近代中國的思想、社會與學術』湖北人民出版社、一九九九年所收)、同「清季科舉制改革的社會影響」(『亂世潛流：民族主義與民國政治』上海古籍出版社、二〇〇一年所收)。
- (4) Wolfgang Franke, *The Reform and Abolition of the Traditional Chinese Examination System*, Center for East Asian Studies, Harvard University, 1960. 及び中村哲夫『近代中國社會史研究序説』(法律文化社、一九八四年)第八章「科舉體制の崩壊」を参照。なお科舉と近代學制の統合は新政を推進した官僚層と科舉により恩恵を受けていた紳士層とのある種の合意に基づくものだとする解釋もある。周振鶴「官紳新一轮默契的成立——論清末的廢科舉與學堂的社會文化背景」(『復旦學報(社會科學)』一九九八―四)
- (5) 臨時臺灣舊慣調査會『清國行政法』(一九一〇―一四年)第三卷、五二―五三四頁、及び商衍鏗『清代科舉考試述錄』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五八年)一七四―一七六頁が學堂獎勵の制度的側面における最も詳細な紹介であるが、いずれも「奏定學堂獎勵章程」・「奏定各學堂考
- 試章程」などの章程類を敷衍・説明するに止まっている。
- (6) 阿部洋『中國近代學校史研究——清末における近代學校制度の成立過程——』(福村出版、一九九三年)二〇―二一、二二〇―二二二頁。
- (7) 關曉紅『晚清學部研究』(廣東教育出版社、二〇〇〇年)一八七―一九一頁、瞿立鶴『清末教育西潮——中國教育現代化之萌芽』(國立編譯館、二〇〇二年)、八一―八三五頁。ただし關氏が取り上げているのは學部および朝廷内部における改革論議だけであり、瞿氏は教育界の獎勵批判も紹介しているが、江蘇教育總會や全國教育總會連合會の提案など一部にとどまっておりの前後の資政院や中央教育會での議論にはまったく觸れていない。
- (8) Elman, *op. cit.*, pp. 612-616. 紳士と近代教育の關連にかかわるエルマン氏の認識は、Sally Borthwick, *Education and Social Change in China: The Beginnings of the Modern Era*, Hoover Institution Press, 1983, pp. 93-103. Paul J. Baily, *Reform the People: Changing Attitudes Towards Popular Education in Early Twentieth Century China*, Edinburgh University Press, 1990, pp. 119-120, 136-139. など歐米の研究成果に據っている。地方紳士による教育活動については、日本でも高田幸男氏の「清末地域社會と近代教育の導入——無錫における「教育界」の形成——」(神田信夫先生古稀記念論集編纂委員會編『清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年所收)をはじめとする一連の論考のほか、朱鵬「清末・民初中國における地方學堂の成立過

- 程について——江蘇省川沙縣の場合を中心として——」
 (『日本の教育史學』三七、一九九四年)、同「嚴修の新學受容過程と日本——其の二・天津の紳商と近代初等學堂をめぐって——」(『天理大學學報』一九二、一九九九年)、佐藤仁史「清末・民國初期上海縣農村部における在地有力者と郷土教育——『陳行郷土志』とその背景——」(『史學雜誌』一〇八一—二、一九九九年)、宮原佳昭「清末湖南省長沙における私立學堂設立と新教育界の形成について——胡元倬と明德學堂を中心に——」(『東洋史研究』六二—二、二〇〇三年)など近年多くの專論が現れている。
- (9) なお、清末には國內の學堂卒業生を對象とした學堂獎勵とは別に光緒三二(一九〇六)年から留學歸國者に出身・官職を與える游學畢業生考試が實施されていたが、本稿では紙幅の都合上検討の對象から除外する。同考試に關する專論としては宮川尙子「清末における留學歸國者を對象とする官吏登用試験について」(『寧樂史苑』四六、二〇〇一年)がある。
- (10) 『欽定冰室合集』(中華書局、一九八九年)文集一、「變法通議」論科舉、二二—三二頁。戊戌變法前後の梁啓超の科舉・學校論については、とくに竹内弘行「梁啓超の康有爲への入門從學をめぐって」、村尾進「萬木森々——『時務報』時期の梁啓超とその周邊——」(ともに狭間直樹編『共同研究 梁啓超』みすず書房、一九九九年所収)を参照。
- (11) 『張之洞全集』(河北人民出版社、一九九八年)第二册、奏議四八、「妥議科舉新章摺」(光緒二十四年五月二六日)、一三〇四—一三〇九頁。ただし戊戌變法の時期にあっても、學堂出身者の登用を科舉によらず學堂での成績に依據して行うべきであるという湖北巡撫譚繼洵のような意見もあった。國家檔案局明清檔案部『戊戌變法檔案史料』(中華書局、一九五八年)、「湖北巡撫譚繼洵摺」(光緒二十四年五月二七日、一三二—一三四頁)。
- (12) 『張之洞全集』第二册、奏議五二、「變通政治人才爲先導旨籌議摺」(光緒二十七年五月二七日)、一三九三—一四〇六頁。
- (13) 『光緒朝東華錄』光緒二十七年一〇月丁巳の條。
- (14) 天津の北洋大學堂では郷試參加の資格を得るために歲試および科試・錄遺に赴かなければならない者が四六名にのぼったため、學堂での修學に支障が出ることを恐れた直隸總督袁世凱が、生員・監生の資格を持つ學堂學生については各種の試験を免除して直ちに郷試に参加させるよう奏請する事態となった。『袁世凱奏議』(天津古籍出版社、一九八七年)中册、「大學堂鄉試學生請免錄遺等奏片」(光緒二十八年五月二九日)、五五六頁。
- (15) 『欽定學堂章程』「欽定大學堂章程」、第四章學生出身。
- (16) 例えば直隸省の宣化府では、府試・縣試の免除を目的に入學する學生が跡を絶たないことが報告されている。『北洋公牘類纂』卷一一、學務二、「宣化府請准各學堂學生量免徭役稟竝批」。
- (17) 『奏定學堂章程』「學務綱要」學堂未畢業學生不准鄉會試歲科考の條。

- (18) 『光緒朝東華錄』光緒二十一年八月甲辰の條。
- (19) 以下學堂の卒業試験に關する規定については、『奏定學堂章程』中の「奏定各學堂考試章程」を參照。
- (20) 『張之洞全集』第三冊、奏議六一、「請試辦遞減科舉摺」(光緒二十九年一月二十六日)、一五九六—一六〇〇頁。
- (21) 『張之洞全集』第三冊、電奏一一、「致鄭州行在軍機處」(光緒二十七年九月三〇日)、一三二七—一三二八頁。及び同書第一〇冊、電牘七八、「致開封鹿尚書」(光緒二十七年一〇月六日)、八六五一頁。同書第二冊、奏議五七、「籌定學堂規模次第興辦摺」(光緒二十八年一〇月一日)、一四八八—一五〇〇頁。
- (22) 『張之洞全集』第一冊、電牘八七、「致保定袁宮保」(光緒二十九年三月一日)、九〇三五頁。
- (23) 讀經科の内容については、高田幸男「辛亥革命期における『國民』の創造——その初歩的考察——」(『近きに在りて』三九、二〇〇—)に詳しい分析がある。
- (24) 『奏定學堂章程』『學務綱要』各學堂尤重在考核學生品行の條、及び「奏定各學堂管理通則」學生功課驗章第二、第一節。學生に對する品行調査は、張之洞の手により「奏定學堂章程」に先立って定められた「約束鼓勵游學生章程」において初めて法定化されている。『張之洞全集』第三冊、奏議六一、「籌議約束鼓勵游學生章程摺」(光緒二十九年八月一六日)、一五八〇—一五八六頁。
- (25) Franke, *op. cit.*, p. 70.
- (26) 錢曼倩・金林祥主編『中國近代學制比較研究』(廣東教育出版社、一九九六年)八四—八六頁、および汪婉「清末中國對日教育視察の研究」(汲古書院、一九九八年)第七章「張之洞の學制推進とその限界」參照。
- (27) 羅振玉「教育贅言八則」『教育世界』二二、壬寅(光緒二十八年)二月上(璩鑫珪・唐良炎編『中國近代教育史資料彙編 學制演變』上海教育出版社、一九九一年、一五一—一五五頁所收)。
- (28) 羅振玉「學制私議」『教育世界』二四、壬寅(光緒二十八年)三月下(同前書、一五五—一六一頁所收)。
- (29) 張謇研究中心・南通市圖書館編『張謇全集』(江蘇古籍出版社、一九九四年)第一卷、「變法平議」、四八—七六頁。「變法平議」の概要については、藤岡喜久男『張謇と辛亥革命』(北海道大學出版會、一九八五年)、一九五—一九九頁、章開沅「開拓者の足跡——張謇傳稿」(中華書局、一九八六年)、一三二—一三五頁(藤岡喜久男譯『張謇傳稿 中國近代化のバイオニア』東方書店、一九八九年、一三三—一三六頁)を參照。
- (30) 『張謇全集』第三卷、「通州師範學校議」、一一—一六頁。
- (31) 『學部官報』一三、光緒三十三年一月二日「修改各學堂考試章程摺」。
- (32) ただし、宣統元年九月には高等學堂の卒業生は北京において學部が、中學堂の卒業生は省城において提學使がそれぞれ覆試することが決定され、試験制度の集權化が再び圖られている。『學部官報』一〇五、宣統元年一〇月初一日「奏各省高等學堂畢業擬一律調京覆試再行奏獎並擬定辦學

- 不實處分摺」・「附奏各省中學堂畢業學政均由提學使覆試酌定等第再行詳請各部奏獎片」。
- (32) 同註(31)。
- (34) 高等小學堂の卒業生については、宣統三年正月から提學使の權限で生員の出身を授與することが認められた。『學部官報』一四〇、宣統二年一月一日「咨覆浙江巡撫通咨各省督撫嗣後高等小學畢業先由該省學司分別給獎文」。
- (35) 執照は進士・舉人・貢生の場合は學部が、生員の場合は提學使司が発行すると規定されていた。『學部官報』六四四、光緒三四年八月初一日「酌擬各學堂畢業請獎學生執照章程摺」。
- (36) 『學部官報』一二三、宣統二年五月初一日「奏遵議鄂省各高等小學堂畢業生請獎分別准駁摺」、及び『學部官報』一四七、宣統三年二月二日「奏議覆湖北省城內外各高等小學堂畢業生請獎摺」。
- (37) 『內閣官報』二一、宣統三年七月二日「學部奏浙江杭州府等府縣中學堂宣統元年末下學期畢業各生照章請獎摺」、及び『內閣官報』五一、宣統三年八月二日「學部奏浙江各屬中學堂畢業彙獎並附獎補行覆試各生摺」。
- (38) Chung-i Chang, *The Chinese Century: Studies on Their Role in Nineteenth Century Chinese Society*, University of Washington Press, 1955 の part two を参照。
- (39) 宣統元年の統計によれば、高等小學堂の在籍學生數(兩等小學堂を除く)では湖北省は一一、三七七人で全國二番目、直隸省は九、四六七人で四番目となっており、江蘇省でも五、八一〇人となっている。學部總務司編『宣統元年分第三次教育統計圖表』「各省普通學堂學生統計表」(陳學恂主編『中國近代教育史教學參考資料』下冊、人民教育出版社、一九八七年、三三七―三三八頁所收)。
- (40) 『申報』宣統二年一月六日「無錫侯鴻鑑第三次上蔡提學使意見書」。
- (41) 『學部官報』八、光緒三二年一〇月二日「署閩浙總督附奏高等學堂第一班肄業生請按中學堂課程畢業給予文憑片」などを参照。修業年限が四年で認められているのは、光緒二九年設立以前の中學堂が山東省の學堂試辦章程(巡撫袁世凱が光緒二七年九月に制定、『袁世凱奏議』上冊、「遵旨改設學堂酌擬試辦章程摺」、三二七―三四〇頁)および「欽定學堂章程」に準じて四年の教育課程を設置していたからである。
- (42) 『學部官報』四一、光緒三三年一月一日「議覆福建師範學堂獎勵摺」。
- (43) 『申報』光緒三四年六月二六日「松江府中學堂監督等稟松府文」。同中學堂では結局この年の一二月一日に卒業試験を實施している。
- (44) 『學部官報』五三、光緒三四年四月一日「奏准各項學堂限制招考章程摺」、および『申報』宣統二年一月一日「郭提學對於高等小學招生之意見」。
- (45) 以上上奏文の内容については「御史陳會佑奏請變通學堂畢業獎勵出身摺」『東方雜誌』二二―一、光緒三二年一月二五日、を参照にした。上奏の日附は「大清德宗景皇帝實

- 錄「光緒三十一年八月庚戌の條による。陳曾佑は光緒十五年の進士で、この上奏の翌年に各省の學政が廢止されて提學使が設置された際、甘肅省の初代提學使に任命されている。新聞への掲載は『申報』が八月二十八日、『大公報』が九月五日と六日。
- (46) 『大公報』光緒三十一年九月一日「學生出身會議」、同九月一四日「學生出身未定」。『申報』光緒三十一年九月一七日「會議改定學堂出身章程」、同九月二四日「會議陳奏述聞」。
- (47) 『張元濟詩文』（商務印書館、一九八六年）一三七頁「請勿將變通獎勵學生章程與變通獎勵混而爲一」。この文章には日附が示されていないが、學部侍郎嚴修の光緒三十二年四月一日の日記に「菊生〔張元濟の字〕駁獎勵摺不應與捐納保舉合而爲一」という一節がある（同書編集委員會編『嚴修日記』南開大學出版社、二〇〇一年）ので、同年の四月初旬に書かれたものであろう。張元濟は前年一二月に戊戌政變で剝奪された刑部主事の原官を開復せられ、學部參事廳行走の身分で教育政策の策定に參與していた。
- (48) 『張元濟詩文』一三八―一三九頁「草擬各學堂畢業生待遇章程」。前註で挙げた史料において張は「適奉頒示林君瀨深所擬變通學生獎勵摺稿。展閱之下、深佩其立論至當、探本窮源、洵足施行無弊。」と述べているので、林瀨深が起草した奏稿もおそらく同様の趣旨であったのではないかと想像される。
- (49) 『嚴修日記』丙午〔光緒三十一年〕四月一四日、および
- 『申報』光緒三十一年五月四日「讓復學生獎勵之傳聞。ただし『申報』の記事では、學部が意見を求めたのは大學堂・譯學館と實業學堂であるとしている。
- (50) 『申報』光緒三十三年四月二六日「學部奏准畢業生不獎實官」、『大公報』同七月一七日「變通學堂獎勵辦法」、『申報』同七月二〇日「變通學堂獎勵新章將次出奏」。
- (51) 『申報』光緒三十三年六月五、六、七、一〇日「工部主事劉樞呈學部代奏稿」。
- (52) 註(7) 關曉紅前掲書、一八九―一九〇頁。
- (53) 『申報』宣統元年一〇月一八日「李學士奏請變通學堂獎勵」、『大公報』宣統元年一〇月三日「擬裁學堂獎勵」。
- (54) 一連の經過は高田幸男「江蘇教育總會の誕生——教育界に見る清末中國の地方政治と地方エリート——」（『駿臺史學』一〇三、一九九八年）一九―二三頁に詳しい。學額とは周知のように元來は科擧體制下における府州縣學の合格定員であるが、清末の學堂においても高等教育機關では各省と、中等教育機關では府州縣ごとに學額を嚴格に定めていることが多く、その配分はしばしば紛争の要因となっていた。
- (55) 『申報』光緒三十一年九月二七日「論學堂仕進不宜混合爲一」、及び哈笑「學校貢舉私議」『東方雜誌』四一五、光緒三十三年五月二五日。
- (56) 莊俞「論小學教育」『教育雜誌』一一二、宣統元年二月二五日。
- (57) 『申報』宣統元年一〇月二三日「江蘇省視學無錫侯鴻鑑

上學部意見書（續）。

(59) 同註(40)。

(60) 「江蘇教育總會開己酉常年大會」『教育雜誌』一一〇、宣統二年九月二十五日。

(61) 「教育法令研究會報告 研究各學堂獎勵章程」『教育雜誌』二一六、宣統二年六月二十五日。

(62) 「教育宗旨」は新政期における清朝の教育理念を宣言したもので、光緒三十三年に發布され、「忠君・尊孔・尚公・尚武・尚實」の五つの徳目をその骨子としていた。『學部官報』一、光緒三十三年七月初一日「奏請宣示教育宗旨摺」。

(63) 以上の記述は、『宣統二年第一次常年會資政院會議速記録』（東京大學東洋文化研究所蔵）「第一〇號議場速記録」・「第四一號議場速記録」と、『申報』宣統二年一月一六日「資政院廢止學堂獎勵之意見」によった。

(64) 『申報』宣統二年一月二〇日「學部負固不服之答復」。

(65) 「各省教育總會聯合會議議決案」舒新城『近代中國教育史料』（中華書局、一九三三年）第三冊、二〇〇～二二二頁。

(66) 日本の高等教育會議にならって學部が奏設した教育行政の諮問機關。會員の構成は、學部の左右丞・各司長をはじめとする官側の代表と、各省學務公所の構成員および教育總會正副會長、學堂の監督・教員などから提學使が推舉した地方の代表からなっていた。中央教育會の會議は辛亥革命の直前に一ヶ月間開かれただけであつたが、國庫補助小

學經費案や試辦義務教育案、軍國民教育案など初等教育にかかわるものを中心に一二の案件が議決された。註(7) 關曉紅前掲書、四三六～四六八頁を参照。

(67) 『申報』宣統三年六月二三、二四日「唐蔚之侍郎致中央教育會說帖」。

(68) 以上、中央教育會における議論については主として『申報』宣統三年閏六月八日「中央教育會第六次大會紀」により、「大公報」宣統三年閏六月五日「中央教育會記事」を併せて参照した。

(69) 『申報』宣統三年閏六月一日「中央教育會第十二次大會紀」。

(70) 『內閣官報』二〇、宣統三年七月二〇日「學部會奏酌擬停止各學堂實官獎勵並定畢業名稱摺」。ただし、拔貢・優貢・歲貢は貢生に、廩生・增生・附生は生員に名稱が統一された。

(71) 『臨時政府公報』四、一九二二年二月一日「普通教育暫行辦法十四條」。

(72) 光緒三一（一九〇五）年前後から宣統末年に至る立憲運動の概要については、張朋園『立憲派與辛亥革命』（中央研究院近代史研究所、一九六九年）、張玉法『清季的立憲團體』（中央研究院近代史研究所、一九七一年）、侯宜杰『二十世紀初中國政治改革風潮——清末立憲運動史』（人民出版社、一九九三年）、韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』（中國人民大學出版社、一九九三年）などを参照。

(73) 顧實『論學堂獎勵』『教育雜誌』二一五、宣統二年五月

一〇日。願實は日本大學法科に留學し、歸國後は兩廣優級師範學堂の國文教員を務めていた人物である。

- (74) そもそも科擧によつて育成された支配者への服從精神、即ち「奴性」(奴隸根性)の存在が中國における專制體制の長期持續を支えてきたという議論は、日本亡命後の梁啓超によつてつとになされてきた(『飲冰室合集』專集二、「自由書」精神教育者自由教育也、三五―三七頁。同書文集五、「中國積弱溯源論」、一二―四二頁など)。願實の學堂獎勵論は、梁のような科學認識が當時の知識人(特に日本留學經驗者)の間で相當程度共有されていたことの證左であるといえよう。なお科擧と專制體制との關連を含め、清末思想史上における「專制」と「立憲」を軸とした體制認識の變容については、佐藤慎一『近代中國の知識人と文明』(東京大學出版會、一九九六年)第三章「近代中國の體制構想」にまとめられている。

- (75) 資政院や中央教育會で學堂獎勵の撤廢を主張した人物のうち、雷奮・孟昭常・陳敬第(叔通)・汪榮寶・楊度らはいずれも日本留學の經驗を持ち、立憲改革の急先鋒でもあった。日本留學經驗者の光緒新政への參與については、尙小明『留日學生與清末新政』(江西教育出版社、二〇〇二年)に詳しい。

- (76) 實際、立憲改革と地方自治の進展につれて、開明的な紳士たちにとつて近代教育は王朝國家の權力構造から脱却し、新たな社會秩序の構築を目指す手段となつてつあつた。佐藤仁史氏によれば、清末民國初期に上海近郊の陳行郷で紳

士たちによつて實踐された郷土教育事業は、梁啓超が強調した「合群」の概念を援用し、郷土から縣、省、國へと同心圓狀に擴大して全體秩序を回復していくという構想をもつていた(註(8)前掲佐藤論文)。また、湖南省において民立學堂の設立に盡力した胡元俛も、保守的郷紳層に代わる新たな「中等社會」の育成を意識していたという(註(8)前掲宮原論文)。

- (77) 當時同中學堂の學生であつた葉聖陶の「聖陶日記」辛亥年(宣統三年)七月二二日及び八月初六日の項による。「辛亥革命前後——日記摘抄(一)」『新文學史料』一九八三―一、七一・七六頁。

- (78) 清末奉天省における學堂設立の狀況について阿部洋氏が明らかにしたところによれば、中學堂・師範學堂・高等學堂などはすべて省城ないし州・縣城に創設された官立のものであり、小學堂の場合は州・縣城に官立のものが模範學堂として設置された後、「就地籌款」の原則に従つて鄉村に「公立」の學堂(日本での用法とは異なり、清末までは複數の紳士たちが義塾・善舉等の地方公費あるいは捐款を集めて設立したものをいう)が普及していくという過程をたどっている(註(6)阿部前掲書第一章「清末における學堂の設立と運営——奉天省の場合を中心に」)。こうした學堂設立のモデルは他省においてもある程度共通しているが、紳士たちによる地方自治が盛んな省では公立・私立(ないし民立)の學堂が中等教育にも大きな比重を占めることもあつた。

ON THE AWARD SYSTEM FOR GRADUATES OF MODERN
SCHOOLS 學堂獎勵 IN THE LATE QING: BETWEEN
THE CIVIL-EXAMINATION AND MODERN-
SCHOOL SYSTEMS IN THE PERIOD OF
THE INTRODUCTION OF THE
MODERN SCHOOL SYSTEM

HAYAKAWA Atsushi

This article clarifies the introduction and implementation of the award system for graduates of modern schools circa the time of the abolishment of the civil examinations, and the processes that lead to their being criticized within the court and educational circles. It also considers the causes of the transformation of the educational structure under the civil examination system that linked regional society to the monarchial .

The award system for modern school graduates, which provided traditional degree titles (*jinshi* 進士, *juren* 舉人, etc.) and official posts to students whose grades met the standard at graduation, was introduced with the aim of extending the control function of the culture and thought behind the civil examination system into the modern educational system. The “integration of the modern schools and the civil examination system,” which would order the modern schools according to degree titles and testing systems just as had been done in the period of the civil examinations, was regarded at first as a necessary measure by the enlightened gentry who sought to promote modern education. It had seemed that the award system would function efficiently due to this integration. However, the standardization of the modern school that was to be achieved through the system of awards, had to depend in reality on the capacity of local officials and provincial commissioners of education who served under the provincial governors. Ironically, this caused the phenomenon of people cutting back their years of education and skipping over lower-ranking schools completely and seeking degree titles in upper-ranking schools. The control function of the award system for graduates of modern schools grew weaker than that of the civil examination system. On the other hand, within and outside the court criticism of the award system arose early on from the view point of the spread of the national education system, and particularly in the Xuantong era (1909-11) the gentry, who aimed for the overthrow of de-

spotism and the establishment of constitutionalism, vehemently criticized the “integration of the schools and the civil examinations” and pursued the ministry of education to change the awards system. For the constitutionalist gentry and the intellectuals the abolishment of the awards system was a political struggle to separate the students from the authority of the monarchy. The rejection of the awards system that promised individual success in the world in return for following the moral standards designated by the state was a necessary outcome for those who promoted the constitutional movement and saw the system as a relic of despotism.

THE SYMBOLISM OF THE NUMBER THREE IN ANCIENT CHINESE RITUALS

TAKAGI Satomi

The fact that the number three generally played an important function in rituals in ancient China is derived from the contemporary worldview that saw the universe as divided into heaven, earth, and humans. On the basis of this belief, it was thought that the purpose of the ritual or the aim of the practitioner would be absolutely fulfilled if the entire ritual process was divided into three stages, or that the ritual was repeated three times. Moreover, at a deeper level it can be seen that that reinforced a consciousness of human beings as situated between heaven and earth and of their existence being one regulated by both the supreme being in heaven and supernatural spirits on earth. In other words, the number three was a significant number precisely because it derived from the worldview that viewed the universe as composed of humans and supernatural beings. The concept spread widely throughout society, became normative, and adapted into rituals and actions. The concept of three regulated the lives of the people of the age.